

○飯塚市指定給水装置工事事業者処分要綱

平成23年8月28日

飯塚市上下水道局告示第29号

改正 H29-1、R元-26

(趣旨)

第1条 この告示は、水道法(昭和32年法律第177号)第25条の11第1項の規定及び飯塚市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成18年飯塚市企業管理規程第19号)の規定に基づき、飯塚市指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)の処分について必要な事項を定めるものとする。

(H29-12一改)

(違反行為等の認定)

第2条 企業管理者は違反行為等が疑われる場合は、当該指定業者から事実関係の報告書の提出を求めるとともに、必要な調査を行う。

2 前項の違反行為等の有無及び対応については、飯塚市企業局指定工事店等調査委員会設置要綱(平成19年飯塚市上下水道局告示第1号)に規定する飯塚市企業局指定工事店等調査委員会(以下「委員会」という。)において協議するものとする。

(H29-12一改)

(違反行為に対する処分)

第3条 違反行為等に係る指定業者への処分は、委員会において協議し、処分基準表(別表1)に基づいて処分するものとする。

2 企業管理者は、前項の規定により処分を行おうとするときは、あらかじめ聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。

3 企業管理者は、処分を決定したときは、当該処分を行う指定業者に対し、その旨を通知するものとする。

(H29-12一改)

(指定業者に対する注意)

第4条 違反行為等の事実があった場合で、担当課の指導に十分に従い、善良かつ速やかに当該指定業者が違反行為等に対処し、斟酌すべき特段の事情があり、処分を要しないと認められる場合は、指定業者に厳重に注意し、始末書を提出させるものとする。

(処分後の給水工事の施工)

第5条 企業管理者は、処分を行った指定業者に未施工又は施工中の給水装置工事が

あるときは、当該工事の指定業者以外の指定業者に施工させるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、当該処分を行った指定業者に施工させることができる。

(H29-12一改)

(その他)

第6条 その他の指定業者の処分について必要な事項は、委員会において協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日 上下水道局告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月4日 企業局告示第26号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表1(第3条関係)

(H29-12、R元-26一改)

該当事項	処分の要件	処分内容
事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	速やかに休止届又は廃止届を提出しない場合	指定の取消し
厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し
成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者(法人の場合は役員)の宣告をうけたとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し
水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(法人の場合は役員)であることが判明したとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し
指定を取消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し

次に掲げる業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ① 企業管理者の承認を受けずに給水装置工事を施行したとき又は工事完成検査を受けなかったとき。 ② 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ③ 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ④ 給水装置工事に関して、安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ⑤ 給水装置工事に関して、安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し又は損害を与えたとき。 ⑥ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	過去に指定停止処分のある場合又は、違反行為等の事実が極めて悪質又は重大であるとき。	指定の取消し
	左記の事実があった場合(上記以外)	指定停止6月
給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	過去に指定停止処分のある場合で速やかに選任届又は解任届を提出しない場合	指定の取消し
	速やかに選任届又は解任届を提出しない場合	指定停止6月
給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うにあたり、支障があると認められるとき。	過去に指定停止処分のある場合で速やかに2以上の兼務を解消するために必要な解任届を提出しない場合	指定停止6月
	速やかに2以上の兼務を解消するために必要な解任届を提出しない場合	指定停止3月
事業所の名称、所在地等の変更届を提出し	過去に指定停止処分の	指定の取

ないとき又は休止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	ある場合で速やかに変更届を提出しない場合又は虚偽の届出をした場合	消し
	速やかに変更届を提出しない場合又は虚偽の届出をした場合	指定停止6月
配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	過去に指定停止処分のある場合で左記の事実があった場合	指定停止6月
	左記の事実があった場合	指定停止3月
企業管理者の承認を受けた工法、工期その他の条件に適合しない工事を施工したとき又は水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	過去に指定停止処分のある場合で左記の事実があった場合	指定停止6月
	左記の事実があった場合	指定停止3月
給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	過去に指定停止処分のある場合で左記の事実があった場合	指定停止6月
	左記の事実があった場合	指定停止3月
指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	過去に指定停止処分のある場合で左記の事実があった場合	指定停止6月
	左記の事実があった場合	指定停止3月
給水装置の検査の際、企業管理者の求めに	過去に指定停止処分の	指定停止6

対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	ある場合で左記の事実があった場合	月
	左記の事実があった場合	指定停止3月
給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	過去に指定停止処分のある場合で左記の事実があった場合	指定の取消し
	左記の事実があった場合	指定停止6月
施工した給水装置工事が、水道施設又は工業用水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	過去に指定停止処分のある場合で左記の事実があった場合	指定の取消し
	左記の事実があった場合	指定停止6月
不正の手段により指定を受けたとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し
上記以外で特に企業管理者が指定業者として不適当と認めたとき。	左記の事実があった場合	指定の取消し又は指定停止6月以下
<p>※処分内容については、各違反事実などに係る最高処分を示すものとする。</p> <p>※違反行為等の事実が飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)第43条に違反している場合は、指定取消し又は指定停止と併せて、過料処分とするものとし、過料5万円とする。</p>		